

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
ユーエフジェイセントラルリース株式会社 愛知県名古屋市中区栄一丁目二四番一五号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸亀VASALA（Bエリア） 丸亀市山北町字原窪五九番一ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七番七号
株式会社青五 広島県福山市王子町二丁目一四番三八号
株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地一
株式会社ザグザグ 岡山県岡山市清水三六九番地二
株式会社ワンゾーン 東京都千代田区九段北一丁目一三番一二号
株式会社宮脇書店 高松市丸亀町四番地の八
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年五月一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四、四六一平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 一 駐車場の収容台数
三八一台
 - 二 駐輪場の収容台数
一四五台
 - 三 荷さばき施設の面積
一九三・九三平方メートル
 - 四 廃棄物等の保管施設の容量
五二・八八立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社マックハウス
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時
株式会社青五
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時
株式会社西松屋チェーン
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時
株式会社ザグザグ
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十時
株式会社ワンゾーン
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時
株式会社宮脇書店
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後十時

二 来客が駐車場を利用することができる時間帯

敷地内南側駐車場

午前零時から午後十二時分まで

敷地内南東側駐車場

午前九時三十分から午後十時まで

敷地内中央駐車場

午前八時三十分から午後十時三十分まで

敷地内北側駐車場

午前八時三十分から午後十時まで

三 駐車場の自動車の出入口の数

六箇所

四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成十八年八月三十一日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年九月十二日（火曜日）から平成十九年一月十二日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十九年一月十二日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ